

平成27年12月9日

各位

外国投資法人名 イーティーエフエス・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド

代表者 ジョゼフ・ロクスバーグ

管理会社名 イーティーエフエス・マネジメント・カンパニー（ジャージー）リミテッド

(管理会社コード 16724)

代表者 ジョゼフ・ロクスバーグ

問合せ先 森・濱田松本法律事務所

担当者 大西 信治

(TEL 03-6212-8316)

公認会計士等の異動に関するお知らせ

イーティーエフエス・マネジメント・カンパニー（ジャージー）リミテッド（ETF セキュリティーズ）を管理会社に、イーティーエフエス・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド（CSL）を外国投資法人として上場する以下のETF銘柄について、当社の取締役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動を行うことを決定しましたのでご報告いたします。

上場ETF 銘柄（14銘柄）

銘柄名	銘柄コード	上場取引所
ETFS 総合上場投資信託	1684	東
ETFS エネルギー上場投資信託	1685	東
ETFS 産業用金属上場投資信託	1686	東
ETFS 農産物上場投資信託	1687	東
ETFS 穀物上場投資信託	1688	東
ETFS 天然ガス上場投資信託	1689	東
ETFS WTI 原油上場投資信託	1690	東
ETFS ガソリン上場投資信託	1691	東
ETFS アルミニウム上場投資信託	1692	東
ETFS 銅上場投資信託	1693	東
ETFS ニッケル上場投資信託	1694	東
ETFS 小麦上場投資信託	1695	東
ETFS どうもろこし上場投資信託	1696	東
ETFS 大豆上場投資信託	1697	東

1. 異動年月日

平成 27 年 12 月 4 日

2. 就任する監査法人の概要

(1)名 称：

KPMG チャンネル・アイランド・リミテッド (以下、「KPMG」といいます。)

(KPMG Channel Islands Limited)

(2)所在地：

英国領チャンネル諸島、ジャージー、JE4 8WQ、セント・ハリアー、エスプラネード 37

(37 Esplanade, St Helier, Jersey JE4 8WQ, Channel Islands)

(3)監査パートナーの氏名：

スティーヴン・ハント

(Steven Hunt)

(4)日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況：登録されていません。[MHM: We could not find KPMG Channel Islands in the list which disclosed on the website of Japanese Institute of Certified Public Accountants. Please check it out.]

3. 退任する監査法人の概要

(1)名 称：

デロイト LLP

(Deloitte LLP)

(2)所在地：

英国領チャンネル諸島、ジャージー、JE4 8WA、セント・ハリアー、エスプラネード 44

(44 Esplanade, St Helier, Jersey JE4 8WA, Channel Islands)

(3)監査パートナーの氏名：

アンドリュー・イシャム

(Andrew Isham)

(4)日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況：登録されていません。

4. 2に記載する者を監査法人とした理由

KPMG は、当社の監査法人に求められる専門性、独立性及び適正性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

5. 退任する監査法人の直近における就任年月日

平成21年12月12日

6. 退任する監査法人が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

7. 異動の理由及び経緯

今回の異動は、望ましいガバナンスの実現のために当社の取締役会により行われた監査法人の再検討において、複数の監査法人候補の提供役務及びその対価の双方について検討が行われた結果に基づくものです。今回の異動は、退任する監査法人との間の実際の意見の不一致、意見の相違もしくは諸問題又はその虞に起因するものではありません。

8. 7の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査法人の意見

退任する監査法人は、上記7の理由及び経緯に対する意見は特段表明しておりません。